

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年1月12日
【四半期会計期間】 第80期第3四半期(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)
【会社名】 株式会社さいか屋
【英訳名】 SAIKAYA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 取締役社長兼社長執行役員 岡本 洋三
【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市川崎区小川町1番地
【電話番号】 044(211)3111(大代表)
【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 藤根 剛
【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市川崎区小川町1番地
【電話番号】 044(211)3157
【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 足立 進
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第79期 第3四半期連結 累計期間	第80期 第3四半期連結 累計期間	第79期 第3四半期連結 会計期間	第80期 第3四半期連結 会計期間	第79期
会計期間	自平成22年 3月1日 至平成22年 11月30日	自平成23年 3月1日 至平成23年 11月30日	自平成22年 9月1日 至平成22年 11月30日	自平成23年 9月1日 至平成23年 11月30日	自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日
売上高(千円)	34,919,736	29,311,505	10,453,535	9,541,534	46,676,521
経常利益(千円)	278,090	449,382	2,984	142,433	466,654
四半期(当期)純利益又は四半期純 損失() (千円)	6,876,496	423,995	520,719	131,269	7,668,105
純資産額(千円)	-	-	1,146,018	2,340,570	1,917,108
総資産額(千円)	-	-	27,988,736	25,225,158	26,628,021
1株当たり純資産額(円)	-	-	12.95	51.21	37.65
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額()(円)	219.38	13.58	16.67	4.20	244.85
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	151.50	7.84	-	2.43	165.82
自己資本比率(%)	-	-	4.09	9.28	7.20
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,349,908	1,077,519	-	-	1,561,903
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	6,838,269	315,859	-	-	7,162,193
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	6,600,865	1,783,285	-	-	7,235,177
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	3,033,979	1,913,959	2,935,586
従業員数(人)	-	-	355	311	332

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第79期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数（人）	311	(528)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数（人）	298	(515)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時雇用者数は()内に当第3四半期会計期間の平均人員を外書で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 当社グループにおいては、百貨店業、金融業の2事業を行っており、生産及び受注については該当事項はありません。

(2) 販売の状況

当第3四半期連結会計期間における販売の状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同四半期比(%)
百貨店業	9,540,872	91.3
金融業	662	55.3
合計	9,541,534	91.3

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断した

ものであります。

(1) 業績の概況

当第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日～平成23年11月30日）におけるわが国経済は、3月11日に発生した東日本大震災および福島原発事故により、経済活動に大きな影響を受けました。その後、サプライチェーンの復旧と復興需要の高まりもあって景況感の持ち直しがみられますが、ギリシャ問題に端を発した欧州の財政危機問題、米国経済の停滞や円高の進行など懸念材料が多く、依然として景気は先行き不透明な域を抜け出せていません。

百貨店業界におきましては、震災による売上高への影響は大きかったものの、その後消費自粛ムードが一段落したことに伴い、クールビズ関連商品や涼感衣料・寝具など暑さ対策に関連した商材が好調に売れ、6月には全国百貨店売上高は前年実績を上回りました。しかし7月以降は衣料品、雑貨が振るわず前年割れとなっています。

このような状況の下、当社グループの百貨店業につきましては、3月に不規則に実施された計画停電の影響を全店が被ったことが営業面の大きなマイナス要因となりました。しかし当初、事業再生計画に基づき平成23年3月末日に金融機関に返済予定であった1,555百万円について、平成23年5月開催の債権者会議において平成25年3月末日まで2年間の返済猶予を全債権者の同意を得ることができたこと、また4月以降は計画停電の実施がなく混乱が回避されたほか、震災を契機に実施している節電をはじめとしたローコストオペレーションを徹底したことから、その後の資金面、収益面は安定し、11月までに返済猶予額のうち1,187百万円の返済を行うことができました。

営業施策面に関しては、川崎店・横須賀店・藤沢店において4月に東日本大震災で被害を受けた方々を応援させていただくため「被災地応援フェア」を開催したほか、6月からは毎月15日を「スマイルシニアデー」とし、多くのお買い得品を取り揃え、さらに偶数月の15日はシニア世代（65歳以上）限定で「スマイルシニアデーお買い物券」（有効期限あり）を限定数販売するなど、多くのシニア世代のお客様に来店していただきお買い物を楽しんでいただけるような施策を順次実施致しております。各店別では、川崎店において、5月に地元の美味を選びすぐり取り揃えた「セレクト・かわさき」をオープンし、9月には食品売場で買い上げいただいた食品を、その日のうちにご自宅にお届けする配送サービス「グルメ当日お届け便」がスタートしております。また川崎市と協力し、川崎市が独自に認証した「かわさき基準認証福祉製品」8アイテムの販売を始め好評をいただいております。10月には地元のセレモニアグループ・佐野商店との提携によりもしもの時に365日・24時間対応で安心してご利用いただける「さいか屋の葬儀サービス」がスタートしております。横須賀店において、5月に当社の営業施策である「お客様のニーズにあった大型テナントの誘致」の一環として、三浦半島初進出となる手芸専門店「ユザワヤ」を誘致し、新たなお客様のご来店を促進を図り、店舗の活性化、効率化を進めております。また、近隣のいくつかの老人ホームと提携し、お買物サポートサービスを開始致しました。藤沢店において、3月に「コンシェルジュ」がお客様のおもてなしをする「ロイヤルラウンジ」を川崎店・横須賀店に続きオープンし、百貨店本来のきめ細やかなサービスでお客様をお迎えしております。9月には女性ショップ店長（社内公募）による自主編集売場と雑貨「あ・うん」がオープンしております。町田ジョルナ店において、10月にはファッションを自由に楽しめるブランド「ジーユー」がオープンしております。

また、全社的な取り組みとしては、事業再生計画達成のための業務運営方針“SUPER7”を策定しており、重点戦

略に係る課題などについて共通認識のうえ、全力をあげて施策の推進に取り組み、営業力の強化に一段と努めてまいります。

ノンコア資産の売却では、平成23年5月31日に小川町別館（本社ビル）の売却を実施しましたが他の物件などに関しても引き続き経営効率の改善に取り組むため売却に努め実行してまいります。

この結果、当第3四半期連結会計期間の連結業績は売上高においては前年を下回る9,541百万円（前年同四半期比91.3%）でありましたが、ローコストオペレーションの徹底による経費削減が奏功し、営業利益230百万円（前年同四半期比239.1%）、経常利益142百万円（前年同四半期比4772.4%）とも前年を上回ることができました。また、四半期純利益は131百万円（前年同四半期は520百万円の四半期純損失）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

百貨店業

中核の百貨店業では、上記に記載のとおり、当第3四半期連結会計期間におきましても事業再生計画に基づく諸施策の取り組みを行いました結果、売上高は、9,541百万円（前年同四半期比91.3%）、営業利益は229百万円（前年同四半期比204.5%）となりました。

金融業

金融業は、自社カード（さいか屋AMカード）事業を外部委託化し、カード管理付帯業務のみに縮小した結果、売上高は7百万円（前年同四半期比91.4%）、営業損失は1百万円（前年同四半期は12百万円の営業損失）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末と比べ1,610百万円減少し1,913百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、342百万円（前年同四半期比65.0%）の収入となりました。これは主なプラス要因としては、税金等調整前四半期純利益128百万円、減価償却費284百万円、仕入債務の増加額198百万円であり、主なマイナス要因としては、売上債権の増加額199百万円、たな卸資産の増加額104百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、452百万円（前年同四半期比422.3%）の使用となりました。これは主に、差入保証金の差入れによる支出360百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、1,501百万円（前年同四半期比633.5%）の使用となりました。これは主に長期借入金の返済による支出1,544百万円によるものであります。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

（4）研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
A種優先株式	1,500,000
計	60,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式60,000,000株、A種優先株式1,500,000株であり、合計では61,500,000株となりますが、発行可能株式総数は、60,000,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年1月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	31,353,142	31,353,142	東京証券取引所 市場第二部	株主として権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
A種優先株式 (当該優先株式は 行使価額修正条 項付新株予約権 付社債券等であ ります。)	1,483,036	1,483,036	非上場	単元株式数は1株であります。
計	32,836,178	32,836,178		

(注1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) A種株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与される。A種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社株式の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合がある。

(2) A種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、原則として、取得請求が行われたA種株式に係る払込金額の総額を、下記の基準額で除して算出される(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て。)。また、基準額は、原則として、下記のとおり、平成27年3月1日以降、毎年1回の頻度で修正される。当初基準額は、原則として、平成26年3月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額である。但し、当社が、平成26年3月1日時点において東京証券取引所に上場していない場合には、東京証券取引所により整理銘柄指定がなされた日(整理銘柄指定がなされずに上場廃止となった場合には、上場廃止となった日)に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額とする。平成27年3月1日から平成49年2月末日までの期間の毎年3月1日において、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額が、当初基準額を下回る場合には、基準額は当該金額に修正される。

(3) 上記(2)の基準額の修正は、当初基準額の100%に相当する額を上限とし、当初基準額の70%に相当する額を下限とする。但し、一定の調整がある場合を除き、基準額は9円を下回らない。

(4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項について

A種株式には、当社が、平成26年3月1日以降、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、金銭（当該日における分配可能額を限度とする。）を対価としてA種株式を取得することができる取得条項が付されている。なお、平成49年2月末日の翌日において、A種株式の総数に500円を乗じて得られる額を当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えにA種株式の全部を取得することができる取得条項も付されている。

上記(1)ないし(4)の詳細は、下記（注3）A種優先株式の内容5.、7.及び8.をご参照下さい。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(A種株式)に表示された権利行使に関する事項についての割当先との間の合意の有無

該当事項なし

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の合意の有無

該当事項なし

(3) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項なし

(注3) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

当社は、A種株式について、平成22年2月末日を含む事業年度から平成24年2月末日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。

当社は、平成24年3月1日以降の事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種株式1株当たりの払込金額（500円。但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに下記（2）に定める年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）の配当を行う。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当年率は、平成25年3月1日以降、次回年率修正日（以下において定義する。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{A種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（12か月物）} + 1.00\%$$

A種優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「年率修正日」は、平成25年3月1日以降の毎年3月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR（12か月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時における日本円12か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円12か月物TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（12か月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12か月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（12か月物）に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種株主又はA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種株式1株につき500円（但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。

(2) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 種類株主総会における決議

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種株主は、平成26年3月1日から平成49年2月末日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、下記(2)に定める条件で、当社がA種株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(2) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社がA種株式の取得と引換えにA種株主に対して交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種株式に係る払込金額の総額（但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を本号に定める交付価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種株式を取得すると引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初交付価額は、平成26年3月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む、以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（但し、当該金額が9.0円（以下「最大下限価額」という。）未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。なお、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には、最大下限価額にも必要な調整が行われる。）とする。但し、当社が、平成26年3月1日時点において東京証券取引所に上場していない場合には、東京証券取引所により整理銘柄指定がなされた日（整理銘柄指定がなされずに上場廃止となった場合には、上場廃止となった日）に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（但し、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。）を当初交付価額とする。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、株式対価取得請求期間中、毎年3月1日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）に、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（以下「修正後交付価額」という。）に修正される。但し、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の100%に相当する額（以下「上限交付価額」という。但し、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には上限交付価額にも必要な調整が行われる。）を上回る場合には、上限交付価額をもって修正後交付価額という。また、修正後交付価額は修正後交付価額が当初交付価額の70%に相当する額（但し、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。）（以下「下限交付価額」という。但し、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には、下限交付価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には、下限交付価額をもって修正後交付価額とする。なお、A種株主が株式対価取得請求を行った日において、当社が東京証券取引所において上場していない場合には、直前の修正基準日における修正後交付価額（但し、直前の修正基準日が存在しない場合には、当初交付価額）をもって交付価額とする。

八 交付価額の調整

(a) 当社は、A種株式の発行後、下記 (b) に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下「交付価額調整式」という。) をもって交付価額 (上限交付価額及び下限交付価額を含む。) を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。交付価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値 (終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) とする。交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記 (b) () ないし () の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式について株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数 (基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。) とし、普通株式について株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数 (効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。) を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記 (b) () の場合は当該払込金額 (金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円)、下記 (b) () 及び () の場合は0円、下記 (b) () の場合は下記 (b) () で定める対価の額とする。

(b) 交付価額調整式によりA種株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記 (a) に定める1株当たり時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合 (無償割当ての場合を含む。) (但し、当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。) の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。) その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。) 調整後の交付価額は、払込期日 (募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。) 又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社普通株式に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式について株式の分割をする場合 調整後の交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

() 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに上記 (a) に定める1株当たり時価を下回る対価 (下記 () において定義される。以下同じ。) をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合 (無償割当ての場合を含む。)、又は上記 (a) に定める1株当たり時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合 (無償割当ての場合を含む。) 調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利 (以下「取得請求権付株式等」という。) の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式について株式の併合をする場合 調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

() 上記 () における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額 (時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。) から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(c) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な交付価額の調整を行う。

() 当社を存続会社とする合併、株式交換、会社分割又は株式移転のために交付価額の調整を必要とするとき。

() 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

() その他当社が交付価額の調整を必要と認めるとき。

(d) 交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、かかる調整後の交付価額は、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生した場合の交付価額調整式において調整前交付価額とする。

(e) 交付価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種株主又はA種登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の交付価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

6. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭を対価とする取得請求権の内容

A種株主は、当社に対し、平成47年3月1日以降いつでも、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当社は、かかる金銭対価取得請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(下記(2)において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、500円(但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、() 当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに() 本第14項又は第16項若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種株式の取得価額の合計を減じた額とする。但し、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

7. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、株式対価取得請求期間中に取得請求のなかったA種株式の全部を、株式対価取得請求期間の末日の翌日(以下、本条において「一斉取得日」という。)をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種株式の総数に500円を乗じて得られる額を一斉取得日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また、当該平均値が上限交付価額を上回る場合には、上限交付価額とし、下限交付価額を下回る場合には、下限交付価額とする。)で除して得られる数の普通株式をA種株主に対して交付するものとする。A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、平成26年3月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当社がA種株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種株主又はA種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、500円(但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

9. 取得請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

10. 詳細の決定

上記に記載の条件の範囲内において、A種株式に関し必要なその他一切の事項は、代表取締役又は代表取締役の指名する者に一任する。

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

12. 株式の種類ごとの異なる単元株式数の定め及びその理由

当社の普通株式の単元株式数は1,000株であるのに対し、A種株式は下記13.のとおり当社株主総会における議決権がないため、A種株式については単元株式数は1株とする。

13. 議決権の有無及びその理由

当社は、A種株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であるが、A種株主は、上記3.記載のとおり、株主総会において議決権を有しない。これは、A種株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第2四半期会計期間 (平成23年6月1日から 平成23年8月31日まで)	第3四半期会計期間 (平成23年9月1日から 平成23年11月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(円)		

(注) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の残高はありますが、行使されておられませんので記載はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月1日～ 平成23年11月30日	-	32,836,178	-	1,945,290	-	969,469

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ
ん。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,483,036		「1株式等の状況」「(1)株式の総数等」 「発行済株式」の「内容」欄の記載参 照
議決権制限株式(自己株式 等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式 等)	(自己保有株式) 普通株式 127,000		株主として権利内容に制限のない標準 となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,974,000	30,974	同上
単元未満株式	普通株式 252,142		同上 一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	32,836,178		
総株主の議決権		30,974	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式362株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社さいか屋	神奈川県川崎市川崎区 小川町1番地	127,000		127,000	0.39
計		127,000		127,000	0.39

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	48	53	49	41	41	37	40	34	32
最低(円)	20	33	38	35	36	28	31	31	29

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の内訳】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の内訳はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,934,182	2,964,504
受取手形及び売掛金	1,000,379	990,436
商品	1,652,678	1,682,095
貯蔵品	51,556	53,413
その他	408,335	424,459
貸倒引当金	4,535	76,650
流動資産合計	5,042,597	6,038,257
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	9,740,973	10,314,498
土地	7,574,679	7,636,344
リース資産(純額)	50,646	62,882
その他(純額)	67,080	81,290
有形固定資産合計	17,433,381	18,095,015
無形固定資産		
その他	124,853	142,833
無形固定資産合計	124,853	142,833
投資その他の資産		
投資有価証券	291,670	291,610
破産更生債権等	3,582,935	3,663,404
敷金及び保証金	2,025,455	1,646,289
その他	283,262	309,008
貸倒引当金	3,565,916	3,570,799
投資その他の資産合計	2,617,407	2,339,513
固定資産合計	20,175,642	20,577,361
繰延資産		
社債発行費	6,918	12,401
繰延資産合計	6,918	12,401
資産合計	25,225,158	26,628,021

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,228,323	2,981,970
短期借入金	115,600	136,600
1年内償還予定の社債	240,000	400,000
未払法人税等	11,296	37,790
賞与引当金	52,057	23,970
商品券回収損引当金	605,200	582,239
事業構造改善引当金	30,107	48,666
その他	1,857,279	2,287,314
流動負債合計	6,139,863	6,498,549
固定負債		
社債	140,000	380,000
長期借入金	15,131,370	16,543,028
繰延税金負債	265,879	230,971
退職給付引当金	398,163	398,289
資産除去債務	194,316	-
その他	614,994	660,073
固定負債合計	16,744,723	18,212,363
負債合計	22,884,587	24,710,912
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,945,290	1,945,290
資本剰余金	1,637,078	1,637,078
利益剰余金	1,174,584	1,598,579
自己株式	41,419	41,327
株主資本合計	2,366,366	1,942,462
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25,795	25,353
評価・換算差額等合計	25,795	25,353
純資産合計	2,340,570	1,917,108
負債純資産合計	25,225,158	26,628,021

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
売上高	34,919,736	29,311,505
売上原価	27,054,126	22,695,277
売上総利益	7,865,610	6,616,227
販売費及び一般管理費	7,309,263	5,897,580
営業利益	556,346	718,647
営業外収益		
受取利息	28,103	10,418
受取配当金	10,862	1,863
固定資産受贈益	3,100	-
負ののれん償却額	-	10,689
その他	60,137	28,630
営業外収益合計	102,203	51,602
営業外費用		
支払利息	325,247	288,155
その他	55,212	32,712
営業外費用合計	380,460	320,867
経常利益	278,090	449,382
特別利益		
固定資産売却益	4,212,727	105,619
投資有価証券売却益	22,521	-
債務免除益	2,698,852	-
貸倒引当金戻入額	-	1,317
事業構造改善費用戻入額	-	10,608
特別利益合計	6,934,101	117,545
特別損失		
固定資産売却損	119	-
固定資産除却損	24,907	16,226
投資有価証券売却損	24,810	-
繰延資産償却損	263	-
減損損失	738	-
貸倒引当金繰入額	107,719	-
投資有価証券評価損	6,758	-
事業構造改善費用	210,190	-
災害による損失	-	15,234
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	71,044
特別損失合計	375,507	102,505
税金等調整前四半期純利益	6,836,684	464,422
法人税、住民税及び事業税	5,520	5,520
法人税等調整額	45,331	34,907
法人税等合計	39,811	40,427
少数株主損益調整前四半期純利益	-	423,995
四半期純利益	6,876,496	423,995

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
売上高	10,453,535	9,541,534
売上原価	8,087,252	7,371,783
売上総利益	2,366,282	2,169,751
販売費及び一般管理費	2,269,868	1,939,239
営業利益	96,414	230,511
営業外収益		
受取利息	7,192	2,541
負ののれん償却額	3,563	3,563
預り敷金整理益	-	5,677
その他	2,540	3,873
営業外収益合計	13,296	15,654
営業外費用		
支払利息	103,335	91,736
その他	3,390	11,995
営業外費用合計	106,726	103,732
経常利益	2,984	142,433
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	99
特別利益合計	-	99
特別損失		
固定資産除却損	14,832	14,179
貸倒引当金繰入額	504,108	-
投資有価証券評価損	6,758	-
特別損失合計	525,698	14,179
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	522,714	128,353
法人税、住民税及び事業税	1,840	1,840
法人税等調整額	3,834	4,756
法人税等合計	1,994	2,916
少数株主損益調整前四半期純利益	-	131,269
四半期純利益又は四半期純損失()	520,719	131,269

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	6,836,684	464,422
減価償却費	864,862	844,089
減損損失	738	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	146,920	76,997
商品券回収損引当金の増減額(は減少)	46,512	22,961
賞与引当金の増減額(は減少)	59,770	28,087
退職給付引当金の増減額(は減少)	282,523	126
受取利息及び受取配当金	38,965	12,282
支払利息	325,247	288,155
投資有価証券売却損益(は益)	2,288	-
投資有価証券評価損益(は益)	6,758	-
債務免除益	2,698,852	-
有形固定資産売却損益(は益)	4,212,608	105,619
有形固定資産除却損	24,907	16,226
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	71,044
事業構造改善費用	210,190	-
売上債権の増減額(は増加)	293,275	9,942
たな卸資産の増減額(は増加)	655,302	31,273
仕入債務の増減額(は減少)	378,100	246,353
その他	201,029	414,944
小計	2,063,437	1,392,700
利息及び配当金の受取額	38,965	12,282
利息の支払額	328,529	313,514
事業構造改善費用の支払額	417,632	7,631
法人税等の支払額	6,332	6,316
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,349,908	1,077,519
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	429,074	20,223
定期預金の払戻による収入	454,074	28,918
有形固定資産の取得による支出	963,322	193,025
有形固定資産の売却による収入	8,000,939	248,042
無形固定資産の取得による支出	50,874	2,594
投資有価証券の取得による支出	3,482	502
投資有価証券の売却による収入	172,518	-
貸付けによる支出	4,162	-
貸付金の回収による収入	4,202	313
差入保証金の差入による支出	699,074	379,216
差入保証金の回収による収入	356,524	50
その他	-	2,376
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,838,269	315,859

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	32,700	21,000
長期借入れによる収入	6,590,406	450,000
長期借入金の返済による支出	10,526,715	1,799,347
社債の償還による支出	2,622,900	400,000
その他	8,957	12,938
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,600,865	1,783,285
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,587,312	1,021,626
現金及び現金同等物の期首残高	1,574,192	2,935,586
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	127,525	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,033,979	1,913,959

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
会計処理基準に関する事項 の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益は9,379千円減少、税金等調整前四半期純利益は80,424千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は191,873千円であります。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
(四半期連結損益計算書)	
1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。	
2. 前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「負ののれん償却額」は10,689千円であります。	

	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
(四半期連結損益計算書)	
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。	

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が第2四半期連結会計期間末に算定したものと著しい変化が無いと認められるため、第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の年度中の取得、売却及び除却等の見積を考慮した予算を策定しているため、当該予算に基づく年間償却予定額を期間按分して算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額は18,142,352千円であります。	有形固定資産の減価償却累計額は17,645,269千円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売費 758,789千円	販売費 629,471千円
宣伝費 683,680千円	宣伝費 437,457千円
給料手当 1,789,413千円	給料手当 1,428,155千円
退職給付費用 88,886千円	退職給付費用 40,576千円
地代・家賃 1,184,188千円	地代・家賃 1,022,471千円
減価償却費 753,725千円	減価償却費 726,739千円

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売費 193,366千円	販売費 178,445千円
宣伝費 261,324千円	宣伝費 149,403千円
給料手当 512,226千円	給料手当 462,228千円
退職給付費用 27,832千円	退職給付費用 13,123千円
地代・家賃 363,080千円	地代・家賃 339,947千円
減価償却費 262,867千円	減価償却費 243,641千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年11月30日現在)
現金及び預金勘定 3,033,979千円	現金及び預金勘定 1,934,182千円
預入期間が3ヶ月を超える 千円	預入期間が3ヶ月を超える 20,223千円
定期預金	定期預金
現金及び現金同等物 3,033,979千円	現金及び現金同等物 1,913,959千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 31,353,142株

A種優先株式 1,483,036株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 127,362株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

	前第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)				
	百貨店業 (千円)	金融業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	10,452,336	1,198	10,453,535	-	10,453,535
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,386	6,577	7,963	7,963	-
計	10,453,722	7,775	10,461,498	7,963	10,453,535
営業利益又は営業損失 ()	112,254	12,422	99,832	3,417	96,414

(注) 1. 事業区分は、日本標準産業分類によって小売業、金融業に区分しております。

2. 各事業の主要な内容

(1) 百貨店業.....衣料品、食料品、雑貨、身回品、家庭用品等の販売及び店舗ビルの賃貸

(2) 金融業.....クレジット業務受託業、ファイナンス業

	前第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)				
	百貨店業 (千円)	金融業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	34,914,193	5,543	34,919,736	-	34,919,736
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,322	19,600	23,922	23,922	-
計	34,918,515	25,143	34,943,659	23,922	34,919,736
営業利益又は営業損失 ()	591,529	38,347	553,181	3,165	556,346

(注) 1. 事業区分は、日本標準産業分類によって小売業、金融業に区分しております。

2. 各事業の主要な内容

(1) 百貨店業.....衣料品、食料品、雑貨、身回品、家庭用品等の販売及び店舗ビルの賃貸

(2) 金融業.....クレジット業務受託業、ファイナンス業

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

前第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成23年3月1日 至平成23年11月30日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成23年9月1日 至平成23年11月30日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は百貨店業を中心に事業別のセグメントから構成されており、サービス内容・経済的特徴を考慮した上で「百貨店業」及び「金融業」を報告セグメントとしております。

「百貨店業」は衣料品・身廻品・雑貨・家庭用品・食料品等の販売を行っております。「金融業」はカード管理付帯業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成23年3月1日 至平成23年11月30日）

(単位：千円)

	百貨店業	金融業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	29,309,005	2,500	29,311,505	-	29,311,505
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,614	19,427	22,041	22,041	-
計	29,311,619	21,927	29,333,546	22,041	29,311,505
セグメント利益又は損失()	716,197	6,858	709,338	9,308	718,647

(注)1.セグメント利益又は損失の調整額9,308千円は、セグメント間取引消去であります。

2.セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成23年9月1日 至平成23年11月30日）

(単位：千円)

	百貨店業	金融業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	9,540,872	662	9,541,534	-	9,541,534
セグメント間の内部売上高 又は振替高	656	6,440	7,097	7,097	-
計	9,541,529	7,103	9,548,632	7,097	9,541,534
セグメント利益又は損失()	229,576	1,792	227,784	2,727	230,511

(注)1.セグメント利益又は損失の調整額2,727千円は、セグメント間取引消去であります。

2.セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動はありません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)

デリバティブ取引はすべてヘッジ会計を適用しているため、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、第1四半期連結会計期間の期首における残高と比較して著しい変動はありません。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)		前連結会計年度末 (平成23年2月28日)	
1株当たり純資産額	51.21円	1株当たり純資産額	37.65円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	219.38円	1株当たり四半期純利益金額	13.58円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	151.50円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	7.84円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	6,876,496	423,995
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	6,876,496	423,995
普通株式の期中平均株式数(千株)	31,345	31,226
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	14,043	22,886
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
1株当たり四半期純損失金額() 16.67円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 4.20円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 2.43円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	520,719	131,269
通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	520,719	131,269
普通株式の期中平均株式数(千株)	31,228	31,226
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	22,886
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

著しい変動がないため、記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年1月7日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小森 幹夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永澤 宏一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上林 礼子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社さいか屋の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 1月12日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永澤 宏一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野口 和弘 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上林 礼子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社さいか屋の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社の平成23年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。